

「三鷹市耐震改修促進計画（改定）（案）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①計画に盛り込みます・・・・・・・・意見概要を提案どおり又は趣旨として盛り込むもの
- ②事業実施の中で検討します・・・・・・・・計画へ盛り込まないものの、事業実施段階で判断するもの
- ③既に計画に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
- ④対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
- ⑤その他・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 1名
件数： 7件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

| No | 該当ページ | 該当部分 | 市民意見※ | 対応の方向性 |
|----|---------|------------------------------|---|---|
| 1 | P21～P23 | 第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | 耐震化による「命の安全」に加え、断熱化による「冬暖かく夏涼しい（ヒートショック防止・光熱費削減）」という「日常のメリット」をセットで啓発・支援してほしい | ②事業実施の中で検討します 市では、いつ発生するかわからない大地震から市民の生命、財産を守るため、「建築物の耐震化」を推進することを目的に本計画を策定しています。省エネルギー性能向上については、「三鷹市環境基本計画2027」において取り組みを進める中で啓発・支援していきます。 |
| 2 | P21～P23 | 第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | 日常時は快適で、非常時はシェルターとなる「フェーズフリー」の概念を計画に取り入れ、国や都の省エネリフォーム補助金と市の耐震助成をワンストップで活用できる仕組みを構築してほしい | ⑤その他 本計画は、「建築物の耐震化」を推進することを目的とした計画になります。各種補助金については、それぞれ財源の所管や審査基準等が異なるため、担当部署は異なる場合があります。制度利用のご相談の際に状況をお聞きし、それぞれ必要な窓口へご案内しています。今後も利用者の負担軽減に努めます。 |
| 3 | P25～P26 | 第4章 耐震化を促進するための普及啓発 | パンフレット配布等のアナログな啓発に加え、最新技術を用いて市民の行動変容（ナッジ）を促す施策を盛り込んでほしい | ②事業実施の中で検討します 市では、パンフレットの配布、ホームページや広報みたかへの掲載により、情報を発信しているほか、本計画において、市内の耐震化状況等をお示しし、意思決定のための情報提供を行っています。今後も様々な情報発信に取り組み、市民の皆様がより良い選択ができるように努めます。 |
| 4 | P25～P26 | 第4章 耐震化を促進するための普及啓発 | PLATEAU（プラトー）等の3D都市モデルを活用し、自身の居住地域における倒壊リスクや、道路閉塞による避難困難状況を視覚的にシミュレーションできるコンテンツを提供してほしい | ⑤その他 避難困難状況等の視覚的シミュレーション等については、大規模地震発生時の被害及び対策の普及・啓発を目的として、国や都において公開しているのでご活用ください。市では、その他の耐震化に関する情報をホームページやパンフレット等で発信していきます。 |
| 5 | P25～P26 | 第4章 耐震化を促進するための普及啓発 | スマートフォン等で撮影した画像や図面からAIが耐震性や改修概算費用を提示するツールの導入・紹介を行い、診断への入り口を広げてほしい | ⑤その他 耐震診断等は、専門知識や経験を有する建築士等が実施するものとしております。現状のAI活用による診断等については、建築士等の判断のもと実施すべきものと考えておりますが、今後の技術進歩の動向を注視し、一般化された際は、情報の発信に努めます。 |

| No | 該当ページ | 該当部分 | 市民意見※ | 対応の方向性 |
|----|---------|-----------------|---|--|
| 6 | P27~P28 | 第5章 総合的な安全対策 | 耐震改修が経済的に困難な老朽建築物については、「除却（解体）」後の土地活用（市による借上げ、ポケットパーク化、隣地との共同化等）までを含めたコーディネート支援を明記し、所有者が決断しやすい環境を整えてほしい | ⑤その他 本計画は、「建築物の耐震化」を推進することを目的とした計画になります。 耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の充実を図るほか、分譲マンションにおける耐震化への取組みとして、耐震アドバイザー派遣費用を助成するなど、所有者が相談しやすい環境を整えています。 |
| 7 | P27~P28 | 第5章 総合的な安全対策 | 合意形成が困難なマンションについては、耐震化が「資産価値の向上」や「管理費・修繕積立金の適正化」に寄与するという経済的メリットを示すデータを提示し、管理組合の合意形成を後押ししてほしい | ③既に計画に盛り込まれています マンションは私有財産であり、その管理や再生は、区分所有者で構成される管理組合が自らの責任と自助努力で行うことが基本です。 市では、分譲マンションの管理組合が実施する耐震アドバイザー派遣に係る費用の一部を助成するほか、東京都が実施するマンション管理アドバイザー制度、マンション建替え・改修アドバイザー制度を利用した場合の費用の全部または一部を助成するなど、管理組合の合意形成を後押ししています。 |